

平成28年度第1回碧南市福祉有償運送運営協議会次第

日程：平成29年2月10日（金）

時間：15時～

場所：市役所 談話室3（2階）

1 会長あいさつ

2 委員の委嘱

3 委員等紹介

4 副会長の指名

5 議題

(1) 福祉有償運送の必要性について（報告）

ア 碧南市の交通事情及び移動制約者の状況について（資料①）

イ 福祉有償運送事業の状況について（資料②）

(2) NPO法人から市への届出事項報告について（資料③）（報告）

(3) 国の要件の概要と碧南市が付加する独自要件について（資料④）（協議）

(4) 「NPO法人ゆるりん」の福祉有償運送事業について（協議）

ア 有効期間の更新の登録の申請について（資料⑤）

イ 旅客から收受する対価の設定について（資料⑥）前回と変更なし

ウ 福祉有償運送事業の適否について

(5) 「NPO法人大樹の会」の福祉有償運送事業について（協議）

ア 有効期間の更新の登録の申請について（資料⑦）

イ 旅客から收受する対価の設定について（資料⑧）前回と変更なし

ウ 福祉有償運送事業の適否について

6 その他

碧南市福祉有償運送運営協議会委員等名簿

平成28年度（順不同・敬称略）（敬称略）

	氏名	フリカナ	職名（所属）	備考	運営協議会規程の条項
1	古橋 靖弘	フルハシ タスヒロ	中部運輸局愛知運輸支局運輸企画専門官	運輸支局	第3条第2項 第1号委員
2	福宜田 知司	フクヨシタ ナオシ	碧南市老人クラブ連合会会長	利用者の代表、会長	第3条第2項 第2号委員
3	石川 繁夫	イシカラ ヒカル	碧南市身体障害者福祉協会会長	利用者の代表	〃
4	三田 恒夫	ミタ ハヂメ	碧南市民生委員児童委員協議会副会長	市民の代表、副会長	第3条第2項 第3号委員
5	永坂 幸子	エイバカ ハチコ	碧南市更生保護女性会会長	ボランティア団体の代表	第3条第2項 第4号委員
6	磯貝 厚子	イシカイ ヒコ	NPO法人ゆるりん	NPO法人の代表	第3条第2項 第5号委員
7	竹内 通裕	タケウチ ヒロヒロ	愛知県タクシー協会刈谷碧南支部部会長	タクシー協会	第3条第2項 第6号委員
8	新美 憲英	シンミ ハヤエイ	三光陸運株式会社	タクシー事業者	第3条第2項 第7号委員
9	藤田 重記	フジタ ヒロキ	名鉄知多タクシー株式会社	〃	〃
10	藤井 嘉久	フジイ ヨシヒサ	愛知みどり交通株式会社	〃	〃
11	小瀬 孝政	コミナガ タカマサ	名鉄知多タクシー労組	タクシー運転者	第3条第2項 第8号委員
12	永谷 洋二	エイバ カヨウジ	碧南市健康推進部長	市（主宰者）の職員	第3条第2項 第9号委員

(任期2年、平成29年2月4日～平成31年2月3日) ※(新)は新たに委員に任命される者

参考人

布間 裕子	スマ ユウコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者	
犬塚 宏子	イヌツカ ヒロコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者	

事務局

金原 厚夫	キンバラ ヒカル	碧南市福祉こども部	福祉課長	
鈴木 善三	スズキ センゾウ	碧南市福祉こども部	福祉課長補佐	
池田 竜也	イケダ ライコ	碧南市健康推進部	高齢介護課長	
山田 光則	ヤマタ ヒカリ	碧南市健康推進部	高齢介護課高齢福祉係係長	
伴 香奈江	バン カエ	碧南市健康推進部	高齢介護課高齢福祉係主事	

碧南市福祉有償運送運営協議会規程

○碧南市福祉有償運送運営協議会規程

平成19年1月11日
公告第2号

碧南市福祉有償運送運営協議会規程(平成18年碧南市公告第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市における福祉有償運送(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)第51号第3号の福祉有償運送をいう。以下同じ。)の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るとともに、福祉有償運送の必要性及び福祉有償運送を行う場合における旅客から收受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要な事項を協議するため、碧南市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の規定により自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送について協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する職員
- (2) 想定される福祉有償運送の利用者の代表
- (3) 市民の代表
- (4) ボランティア団体の代表
- (5) 本市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表
- (6) タクシー事業者が組織する団体の代表
- (7) タクシー事業者の代表
- (8) タクシーの運転者の代表
- (9) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の全員一致をもって決するものとする。ただし、全員一致の協議が調わないときは、委員のうちから市長があらかじめ指名した者が協議し、決定す

碧南市福祉有償運送運営協議会規程

るものとする。

4 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 第2条に規定する協議事項について協議会において協議が調ったときは、当該協議に係る関係者は、その結果を尊重し、当該協議に係る事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 前項に規定する場合において、法第79条の登録を受けようとする者は、速やかに当該登録の申請を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

碧南市における福祉有償運送事業運営規程

○碧南市における福祉有償運送事業運営規程

平成19年1月11日
公告第3号

碧南市における福祉有償運送事業運営規程(平成18年碧南市公告第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、碧南市における福祉有償運送事業(以下「事業」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業実施者)

第2条 事業は、法78条第2号に規定する者であって相当数の利用者が見込まれるものを行うものとする。

(運転者)

第3条 事業の用に供する車両(以下「使用車両」という。)の運転者は、施行規則第51条の16第1項に規定するものほか次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 21歳以上であること。

(2) 普通第一種免許を有する期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年以上であること。

(車両内の表示)

第4条 事業を実施する者(以下「事業主体」という。)は、施行規則第51条の19第3項各号に掲げるものほか次に掲げる事項を利用者に見やすいように使用車両の内部に掲示しなければならない。

(1) 運送の対価

(2) 自動車登録番号

(旅客の名簿)

第5条 事業主体は、施行規則第51条の25の名簿を適切に管理しなければならない。

2 事業主体は、市長から前項の名簿の閲覧の求めがあった場合は、これを閲覧に供するものとする。

(変更事項の届出等)

第6条 事業主体は、施行規則第51条の13第1項に規定する軽微な事項を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業主体は、次に掲げる事項の異動状況を3月ごとに市長に報告しなければならない。

(1) 使用車両に関すること。

(2) 運転者に関すること。

(3) 利用者の状況に関すること。

(相談等の窓口)

第7条 福祉有償運送に関する相談、苦情、事故等に対応するため、相談、事故報告等の受付窓口を設置する。

2 前項の受付窓口の担当区分は、次のとおりとする。

(1) 福祉こども部福祉課 障害者に関すること。

(2) 健康推進部高齢介護課 高齢者に関すること。

(実施状況等の報告)

第8条 事業主体は、事業の実施状況について市長から報告の求めがあったときは、これに応じなければならない。

2 事業主体は、事業に係る事故が発生したときは、速やかに事故の状況を市長に報告しな

碧南市における福祉有償運送事業運営規程

ければならない。

3 事業主体は、事業に係る苦情の申出があったときは、苦情の内容を市長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

碧南市福祉有償運送の必要性について

(資料①-1)

碧南市の交通事情及び移動制約者の状況について

1 碧南市の移動制約者の状況（詳細は資料①-2参照）

移動制約者とは、道路運送法施行規則第49条第3号に規定された者で、身体障害者、要介護・要支援の認定を受けている者、その他障害等で単独での移動が困難な者であって単独では公共交通機関を利用することが困難な者を指します。

碧南市の移動制約者は、平成28年4月1日現在、全体で5,622人おり、人口71,789人の内、7.8%の方が該当すると考えます。

碧南市の人口は、平成20年度をピークに減少しておりますが、対象となる方は増加しており、また、今後も増えていく事が予想されます。

	平成25年 4月1日現在	平成28年 4月1日現在	増減
身体障害者	2,260人	2,190人	▲3.0%
要介護認定者	1,558人	1,690人	8.5%
要支援認定者	675人	763人	13.0%
知的障害者	497人	567人	14.0%
精神障害者	342人	412人	20.4%
合計(移動制約者)	5,332人	5,622人	5.4%
人口	72,159人	71,789人	▲0.5%
移動制約者／人口	7.4%	7.8%	—

2 碧南市市内の公共交通機関、タクシー等の状況

(1) 路線バス

市内の路線バスは、現在は「ふれんどバス」が棚尾橋と碧南駅間を通行しています。移動制約者への対応として、バス1車につき車椅子1台が乗車できるようになっており、段差解消のための組み立て式のスリットを用いて乗降の手伝いを運転手が行います。しかし、ふれんどバスは市内を循環するものではなく、移動制約者にとって市内における移動手段としては十分なものとはいがたい状況です。

(2) くるくるバス

市内を巡回するバスとしては、市が運営しています「くるくるバス」があり、平成27年度では年間137,511人（平成24年度では年間143,217人）の利用があり、公共交通機関としての役割を果たしています。こちらの移動制約者への対応としては、バス1車につき車椅子2台が乗車可能、乗降の際の段差解消のためステップがありますが、運転者は乗降介助を行えないため、移動制約者は自己で乗降を行わなければなりません。身体的な衰えのある要介護者や身体障害者の中には、乗降に介助が必要な者が多いため、こちらも移動手段として十分なものとはいえません。

また、歩行が困難な移動制約者にとっては、くるくるバスや路線バスの停留所まで出かけること自体が困難な場合もあります。

(3) タクシー

市内のタクシーについては、平成27年度では3事業者が37台の車両により年間187,975人（平成24年度では3事業者が37台の車両により年間251,225人）の輸送を行っています。車両37台のうちリフトアップ、車椅子対応等の福祉車両は無い状況です。

3 碧南市の外出支援サービス（資料①－3）

(1) 障害者を対象にした外出支援

電車、バス等を利用する事が困難な重度心身障害者（児）を対象に、通院等でタクシーを利用する場合にタクシー券を交付しています。市が基本料金を補助し、平成27年度では333人が延べ5,413回（平成24年度では283人が延べ4,785回）利用しています。

(2) 高齢者を対象にした外出支援

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯高齢者等で身体の衰えにより一般の公共交通機関の利用が困難な者に対して、NPO法人に委託して医療機関、公共施設等に福祉車両にて送迎を行うもので、平成27年度では片道当たり延べ44人（平成24年度では片道当たり延べ230人）を福祉車両により運送しています。

(3) 車いす専用車貸出事業（社会福祉協議会事業）

社会福祉協議会が車いす対応の福祉車両の貸し出しを行っており、平成27年度では延べ387回（平成24年度では延べ361回）の実績となっています。

4 市内における福祉有償運送の状況（資料②）

市内では、NPO 法人 2 事業所が移動制約者を対象にした福祉有償運送を実施しています。 いずれも、平成 25 年度に開催された本委員会での合意を受けて、中部運輸局に届出ているものです。

5 碧南市福祉有償運送の必要性

(1) 移動制約者の状況

身体障害、高齢、慢性疾患等により市内では約 5,622 人が移動に対して何らかの制約を受けていると思われますが、中には障害の部位や程度により、自分で公共交通機関の利用が可能な者や、家族による支援により移動が確保される者も多くあると思われます。

一方、バス、タクシーなどもバリアフリーの施策により高齢者、障害者等の移動に対する利便が図られていますが、要支援者、要介護者、障害者等についてはその心身の状況により、これら公共交通機関では対応しきれない場合が多くあります。

ア 身体障害者については

常時、車椅子で生活を送っている肢体不自由者が公共交通機関を使う場合、特に介護者なしで鉄道を利用する場合は、乗降そのものが課題となります。

視覚障害者の利便のためにバリアフリーの対応が図られてきていますが、すべての場所に点字ブロックがあるわけではなく、一人での外出は困難が伴うことが多い状況です。

イ 知的障害者については

身体的には移動の制約がなくとも、交通法規の理解、安全確認などができるない者、行動障害を伴う者もあり、公共交通機関の利用が一人では難しい者が多くいます。また、車両の乗降に問題がなくとも、運転者が変わるとパニックを起こす者もあり、常に気心の知れた運転手による移動の確保が必要となります。

ウ 精神障害者については

身体に障害はなくとも、障害の特性から引きこもりになる傾向がある者にとって、玄関先から心を許した介護者と外出することが必要になることもあります。

(2) 福祉有償運送の必要性

現在NPO等で担われている福祉有償運送は、営利に至らない範囲のボランティア輸送として高齢者や障害者等移動制約者のニーズに応えるものとして機能しています。特に、リフト付きや車椅子対応などの福祉車両は、タクシーなど公共交通機関では十分に供給されておらず、移動に介助を必要とする者は、家族による運送若しくはNPO等による福祉有償運送により確保されています。

今後、高齢者人口の増加、障害者等の伸び及び核家族化の進行により、さらに福祉有償運送の必要性は増大すると思われます。

また、視覚障害者や知的障害者、精神障害者に対しての輸送サービスとしては福祉車両でなくとも、心を許した者による介助と運転により、体位も安定するセダン型車両を利用し、福祉車両よりも安全確実に輸送できると思う者もいることから、福祉車両だけでなく一般乗用車両運送の必要性も増大することが予想されます。

碧南市としても以上を踏まえ、今後も地域の交通手段として福祉有償運送による輸送サービスを不可欠なものであると考えます。

市内の「移動制約者」の状況
平成28年4月1日現在

(資料①-2)
(単位：人)

移動制約者の区分		対象者数				
イ	身体障害者	身体障害者手帳保持者	計	1級	2級	3級
	肢体不自由	肢体不自由	2,190	641	371	501
	体幹	体幹	1,220	216	261	310
	上肢・下肢	上肢・下肢	355	114	126	89
	視覚障害	視覚障害	865	102	135	221
	平衡機能障害	平衡機能障害	126	39	42	6
	脳機能障害	脳機能障害	138	6	55	23
	言語・音声障害	言語・音声障害	21	0	1	14
	内部障害	内部障害	685	380	12	148
			計	要介護5	要介護4	要介護3
ロ	要介護認定者	介護保険要介護認定者	1,690	156	313	372
ハ	要支援認定者	介護保険要支援認定者	763	438	325	416
			計	要支援2	要支援1	要介護1
						433
二 その他の肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者		計	979			
a	その他肢体不自由の者	身体障害者手帳 非 保持者	計	0		
b	内部障害者	身体障害者手帳 非 保持者	計	0		
c	知的障害者	療育手帳保持者	計	0		
d	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳保持者	計	0		
			計	567	211	151
						205
						3級
				412	37	289
						86
			内訳			
	① 発達障害者	把握していない	計	0		
	② 自閉症の者	把握していない	計	0		
	③ 学習障害者	把握していない	計	0		
	④ その他の障害の者	把握していない	計	0		
			計	0		
			市人口 D			
			71,879			
	総合計（重複あり）		全体 A	該当層 B	境界層 C	B/A %
			5,332	1,932	3,690	36.2%
						C/D %
						5.1%
						A/D %
						7.4%
						2.7%

(1) 障害者を対象にした外出支援**ア 事業の概要**

障害者に対するタクシーの基本料金の補助（タクシー利用券交付）

イ 対象者

(ア) 身体障害者手帳 1級から3級までの方

(イ) 療育手帳 A判定又はB判定の方

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳 1級又は2級の方

※自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合は対象外

ウ 使用車両

(ア) セダン型（タクシー）

(イ) 介護タクシー

エ 行き先

限定なし。但し、割り増しチケット分は通院に限る。

オ 利用券交付枚数

月2枚（年間24枚）

但し、週1回または2回通院が必要な場合 月4枚（年間48枚）

週3回以上通院 月8枚（年間96枚）

カ 委託先

(ア) 三光陸運

(イ) 名鉄知多タクシー

(ウ) 愛知みどり交通

(エ) 安城交通

(オ) 刈谷交通

(カ) エクスプレス・サービス

(キ) 大興タクシー

(ク) 愛知福祉サービス ※平成27年度まで介護タクシーあり。

(ケ) ほほえみ輸送 ※介護タクシーのみ

(コ) ひまわり介護タクシー ※介護タクシーのみ

（平成28年度より）

(ナ) かなりや ※介護タクシーのみ

(シ) こうしん介護タクシー ※介護タクシーのみ

(ス) ベル介護・福祉タクシー ※介護タクシーのみ

キ 27年度末利用者

(人)

身体障害					療育手帳	精神保健	合計
肢体不自由	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	内部			
98	19	9	1	77	31	98	333

27年度末利用実績

交付枚数： 9,606枚

利用枚数： 5,413枚 (1枚630円)

決算額： 3,386,110円 (利用券印刷費含む)

(2) 高齢者を対象にした外出支援

ア 事業の概要

福祉車両(車椅子対応、リフト付き等)により、医療機関、公共施設等に移動制約者を送迎

イ 対象者

65歳以上の人暮らし、高齢者世帯、またはこれに準じるもので下肢、視覚、精神的障害のために一般の交通機関を利用することが困難な者

ウ 使用車両

福祉車両(車椅子対応、リフト付き等) 6台

エ 行き先

市内医療機関、公共施設で予め決めた場所

オ 利用制限

週1回まで

カ 委託先

NPO法人やさしい手 (平成25年度よりNPO法人ゆるりんに事業者名を変更)

キ 27年度末利用者

3人

ク 27年度利用実績

医療機関、公共施設 往復 22回

(月当たり1人の平均利用回数：往復 0.6回)

決算額： 90,508円

(3) 車いす専用車両貸出事業(社会福祉協議会事業)

ア 事業の概要

障害者及び高齢者又は車椅子を必要とする者に対し、日常生活の利便を図るために専用車を貸出

イ 対象者

市内に住所を有する者又は市内の福祉団体、福祉施設

ウ 貸出車両

福祉車両（車椅子対応） 3台（普通車2台+軽自動車1台）

エ 利用制限

1回4日以内

通院・退院・病院移動、ショートステイ・デイサービスの送迎、その他（法事・気分転換・食事など）

オ 利用者の負担

30kmまでは300円、10km増すごとに100円を加算（ガソリン代相当）

カ 利用実績（27年度）

(ア) 普通車 6人乗り 145回

(イ) 普通車 7人乗り 93回

(ウ) 軽自動車 3人乗り 149回

利用目的及び利用人数（利用者・運転手・同乗者含む）

通院・退院・病院移動 279回 678人

ショートステイ・デイサービスの送迎 48回 107人

その他（法事・気分転換・食事など） 60回 172人

福祉有償運送事業の状況について

(資料②)

1 ゆるりん

年	月	延輸送回数(回)					延走行距離(km)				
		計	身体障害	要介護	要支援	その他	計	身体障害	要介護	要支援	その他
27年合計		61	54	0	1	6	424	367	0	3	54
28	1	4	3	0	0	1	21	12	0	0	9
	2	2	2	0	0	0	17	17	0	0	0
	3	3	2	0	0	1	20	11	0	0	9
	4	3	3	0	0	0	22	22	0	0	0
	5	5	4	1	0	0	22	18	4	0	0
	6	1	0	0	0	1	9	0	0	0	9
	7	11	0	11	0	0	22	0	22	0	0
	8	6	0	5	0	1	19	0	10	0	9
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	1	0	0	0	1	9	0	0	0	9
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28年合計		36	14	17	0	5	161	80	36	0	45

2 大樹の会

年	月	延輸送回数(回)					延走行距離(km)				
		計	身体障害	要介護	要支援	その他	計	身体障害	要介護	要支援	その他
27年合計		42	5	37	0	0	394	39	361	0	0
28	1	1	0	1	0	0	6	0	6	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	1	0	1	0	0	6	0	6	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	2	1	1	0	0	13	7	6	0	0
	6	2	0	2	0	0	12	0	12	0	0
	7	2	0	2	0	0	11	0	11	0	0
	8	2	1	1	0	0	10	5	5	0	0
	9	1	1	0	0	0	7	7	0	0	0
	10	1	1	0	0	0	8	8	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	1	1	0	0	0	9	9	0	0	0
28年合計		13	5	8	0	0	82	36	46	0	0

NPO法人からの届出事項の報告（ゆるりん・碧南市分）

(資料③-1)

1 会員数の異動

年	月	増加人數		減少人數		月未人數	
		計	身体障害者	計	要介護者	計	要介護者
27	12	0	0	0	0	0	0
28	1	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0
7	1	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	1	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0

2 運転者の異動

年	月	増加人數		減少人數		月未人數	
		計	二種	計	二種	計	二種
27	12	0	0	0	0	6	0
28	1	0	0	0	0	6	0
2	0	0	0	0	0	6	0
3	0	0	0	0	0	6	0
4	0	0	0	0	0	6	0
5	0	0	0	0	0	6	0
6	0	0	0	0	0	6	0
7	0	0	0	0	0	6	0
8	0	0	0	0	0	6	0
9	0	0	0	0	0	6	0
10	0	0	0	0	0	6	0
11	0	0	0	0	0	6	0
12	0	0	0	0	0	6	0

3 車両の異動

年	月	増加台数		減少台数		月未台数	
		計	軽ワゴン	計	軽ワゴン	計	軽ワゴン
27	12	0	0	0	0	0	0
28	1	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0

4 事故の報告 なあり（件） 5 苦情の報告 なあり（件）

NPO法人からの届出事項の報告（大樹の会・碧南市分）

(資料③-2)

1 会員数の異動 (単位：人)

年	月	増加人數				減少人數				月末人數				
		計	身体障害者	要介護者	要支援者	計	身体障害者	要介護者	要支援者	計	身体障害者	要介護者	要支援者	その他
27	12	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
	10	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
	11	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0
	12	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	4	0	0

2 通運者の異動 (単位：人)

年	月	減少人數				月末人數			
		計	二種	一種	二種	計	二種	一種	二種
27	12	0	0	0	0	32	32	0	32
28	1	0	0	0	0	32	32	0	32
	2	0	0	0	0	32	32	0	32
	3	0	0	0	0	32	32	0	32
	4	0	0	0	0	32	32	0	32
	5	0	0	0	0	32	32	0	32
	6	1	1	0	0	33	33	0	33
	7	0	0	0	0	33	33	0	33
	8	1	1	0	0	34	34	0	34
	9	1	1	0	0	35	35	0	35
	10	0	0	0	0	35	35	0	35
	11	0	0	0	0	35	35	0	35
	12	0	2	2	2	33	33	0	33

3 車両の異動 (単位：台)

年	月	增加台数				月末台数			
		計	ワゴン	軽	計	ワゴン	軽	計	ワゴン
27	12	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	1	1	0	1	1	1	1	1
	7	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	1	1	0	1	1	1	1	1
	9	1	1	0	0	0	0	0	0
	10	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	0	2	2	2	12	0	2	2

4 事故の報告 なし・あり(件) 5 告情の報告 なし・あり(件)

国の要件の概要と碧南市が付加する独自要件(案)

H. 28. 12. 31

項目	道路運送法及び同法施行規則(概要)	碧南市が付加する独自要件(案)
使用車両	規則第51条の3第1項第八号 ・福祉車両 ・一般車両を使用する場合は制限有	使用する全ての車両で、対人8,000万円以上、対物200万円以上の保険に加入していること
運送主体	法第78条第1項第2号 事業実施主体 ・NPO法人 規則第48条 ・一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 ・自治会、青年団、観光関係の協議会など、「権利能力なき社団」	第2条 事業実施者 ・利用者が相当数見込まれること
運送の対象	規則第49条第1項第3号 福祉有償運送の対象 ①他人の介助によらず移動することが困難で、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な者 ア 身体障害者 身体障害者福祉法第4条該当者 イ 要介護者 介護保険法第19条第1項該当者 ウ 要支援者 介護保険法第19条第2項該当者 エ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 中部運輸局公示第7号 その他の障害 ・発達障害、自閉症、学習障害、第一号被保険者（基本チェックリスト該当者）で他人の介助によらずに移動することが困難かつ単独で公共交通機関を利用することが困難なもの 等 ②地域の交通が著しく不便であることその他交通手段を確保することが必要な事情があることを市町村長が認めた場合には、地域外からの来訪者等も運送できる	(対象者の確認方法) 詳細は別添のとおり ①NPO法人が利用者アセスメント表を作成し、該当者であることを確認 ↓ ②NPO法人は、新規登録者を市へ報告 ↓ ③市が手帳の保持を確認又は市が認定基準に基づき確認
運転者	規則第51条の16 運転者 ①普通第二種免許を有することを基本 ②普通第一種免許を有し、過去2年以内に停止されていない者で、ア又はイを満たす者 ア 大臣が認定する講習を修了 イ アに準ずるものとして大臣が認める要件を備えていること	第3条 運転者 ・21歳以上であること ・普通第一種免許を有する期間が3年以上 ・NPO法人移動ネット愛知が主催する安全運転教育（大臣認可済）を修了していること
車両内の表示	規則第51条の24 車両内の掲示 ・福祉有償運送者の名称、運転者の氏名、自動車登録番号、運送の対価に関する事項	第4条 車両内の表示 ・運送の対価、自動車登録番号
会員登録簿	規則第51条の25 旅客名簿 旅客について、以下の事項を記載した名簿を作成し、事務所に常備 ・氏名、住所、運送を必要とする理由、その他必要な事項	第5条 旅客の名簿 ・市からの求めにより会員登録簿を閲覧に供する
実施状況等報告	法第79条の10 事故の報告	第8条 実施状況等の報告 ・市からの求めに応じること ・事故発生時は市へ報告 ・苦情があった場合は市へ報告
変更事項の届出等	法第79条の7 変更登録等 規則第51条の13第1項 軽微な変更	第6条 変更事項の届出等 ・30日以内に市へ報告 ・下記の異動状況を3ヶ月毎に市へ報告 (1) 使用車両 (2) 運転者 (3) 利用者の状況

運送の対象者の確認方法について

(1) 該当者であることが明らかな場合

① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する

② NPO法人は、新規登録者を3ヶ月ごとに市へ報告する

③ 市は、新規登録者が該当者であることを基準により確認する

(2) 該当者であることが明らかでない場合

① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する

② NPO法人は、新規登録者を直ちに市へ報告する

③ 市は、新規登録者が該当者であることを基準により確認し、NPO法人に連絡する

該当者とする基準

(施行規則第49条、愛知運輸支局公示第7号を参考に)

イ 身体障害者（身体障害者福祉法第4条該当者）

身体障害者手帳保持者のうち

①「肢体不自由」は、体幹3級保持

②「視覚障害」は、4級保持

上記以外は、調査票の「2生活機能に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

ロ 要介護認定者（介護保険法第19条第1項該当者）

①介護認定2以上

②介護度1の場合は、介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa（知的障害）以上またはA1（身体障害）以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容により判断する

ハ 要支援認定者（介護保険法第19条第2項該当者）

介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa（知的障害）以上またはA1（身体障害）以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容及び介護予防計画の位置付けにより判断する

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者

a その他肢体不自由の者

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

b 内部障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

c 知的障害

療育手帳A判定保持

上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

d 精神障害

精神障害者保健福祉手帳1級保持

上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

e 発達障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

f 自閉症

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

g 学習障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

h その他の障害

調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

更新登録の届出に際して基本的に必要な書類の確認表

(資料⑤-1)

No.	ページ	項目	様式第1-2号	NPO法人 ゆるりん
**	2~4	更新登録申請書	<input checked="" type="checkbox"/>	
5~11		定款	<input checked="" type="checkbox"/>	
1 12~14	運送主体	履歴事項全部証明書	<input checked="" type="checkbox"/>	特に変更のない場合は現在事項証明でも可
15		役員名簿	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 16		様式第2号 誓書	<input checked="" type="checkbox"/>	法第79条の4第1号～第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類
4 17	料金表	(任意様式) (確認) 車検証の写し	<input checked="" type="checkbox"/>	旅客から收受する対価 利用料 金 タクシー料金の概ね1/2 車いす固定 3台、シートリフター 1台、兼用車 1台
5 18~22	使用車両	使用権原簿	<input checked="" type="checkbox"/>	NPO法人 ゆるりん 5台 持込なし
23~24		運転者等就任承諾書	<input checked="" type="checkbox"/>	運転者全6名 「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」のとおり
25~32		様式第4号 免許証の写し	<input checked="" type="checkbox"/>	運転者全6名分。
6 33~47	運転者	安全運転教育し終了証の写し	<input checked="" type="checkbox"/>	NPO法人移動ネットあいいちが主催する「安全運転教育」を修了。全8名分。
		(確認)	<input checked="" type="checkbox"/>	年齢 6名とも21歳以上
		(確認)	<input checked="" type="checkbox"/>	免許期間 6名とも普通第1種免許を有する期間が3年以上
		(確認)	<input checked="" type="checkbox"/>	免停処分 6名とも申請日前2年間ににおいて運転免許停止処分を受けていないこと
7 48~50	運行管理責任者	就任承諾書	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙「運行管理責任者就任承諾書」のとおり
		運行管理者資格証	<input checked="" type="checkbox"/>	
		規則第51条の17各号	<input checked="" type="checkbox"/>	乗車定員10人以下の車両5台以上の運行を管理する場合は、どちらかの書類を添付すること
8 51	運行管理体制	運行管理制度等	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙「運行管理制度等を記載した書類」のとおり
9 52~61	損害賠償措置	契約書	<input checked="" type="checkbox"/>	旅客その他のものの生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面 (全ての車両において、対人:8,000万円 対物:200万円以上の保険に加入し、保険証の写し)
		旅客人名簿	<input checked="" type="checkbox"/>	碧南市関係分14名 (ただし会員20名) (平成28年12月31日現在)
		参考様式第1号	<input checked="" type="checkbox"/>	住所地が碧南市内であること
10 62~63	輸送対象	(対象者区別) (確認)	<input checked="" type="checkbox"/>	事業主体の登録を受けた次の各号のいずれかに該当する者及びその付添人 (イ) 身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」であつて車両に介助を有する者
		(確認)	<input checked="" type="checkbox"/>	(ロ) 介護保険法に規定する「要介護者」であつて車両の乗降に介助を有する者
		(確認)	<input checked="" type="checkbox"/>	(ハ) 介護保険法に規定する「要支援者」であつて車両の乗降に介助を有する者
		(確認)	<input checked="" type="checkbox"/>	(二) その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での歩行が困難な者
11 64	登録証	様式第7号	<input checked="" type="checkbox"/>	中部運輸局愛知運輸支局長から交付されたもの
他 65~72	運転記録	運転記録証明書	<input checked="" type="checkbox"/>	運転者全6名分。

〔No.〕は愛運支公示第7号で、更新登録の申請に際して基本的に添付が必要な書類として示されたもの。「様式」も同じ。

使用車両リスト

ゆるりん

(資料⑤一2)

H28. 12. 31現在

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者又は使用者	運転者	自動車保険			(単位:万円)			自動車提 供契約書 備考
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書	
1	普通	平成17年	H29.2.22	車いす固定2基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	-	H31.2.24	○	-
2	軽自	平成15年	H29.2.13	車いす固定1基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	-	H31.2.14	○	-
3	軽自	平成14年	H29.8.22	車いす固定1基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	-	H31.8.23	○	-
4	普通	平成23年	H29.2.27	車いす固定2基	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	-	H31.1.26	○	-
5	軽自	平成27年	H30.5.28	回転シート	ゆるりん	-	無制限	無制限	5,000	-	H31.7.16	○	-

運転者名簿

ゆるりん

(資料⑤)-3)
H28. 12. 31現在

No.	氏名	自動車 免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転記録 証明書	運転者就任 承諾書・宣誓	優良区分	備考
1	運転手1	普通一種	昭和53年4月10日	平成32年9月9日	○	○	○	○	優良
2	運転手2	普通一種	昭和61年2月26日	平成29年7月5日	○	○	○	○	優良
3	運転手3	普通一種	昭和53年4月3日	平成30年8月29日	○	○	○	○	優良
4	運転手4	普通一種	昭和61年12月10日	平成31年1月5日	○	○	○	○	優良
5	運転手5	普通一種	昭和62年4月23日	平成32年9月30日	○	○	○	○	優良
6	運転手6	普通一種	平成2年1月31日	平成29年12月22日	○	○	○	○	優良

会員名簿

ゆるりん

(資料⑤-4)

H28.12.31現在

No.	性別	障害者	移動制約事由			その他	備考①	備考②
			介護度	要介護度	支援度			
1	男	①	***	***	***	***	体幹1級	H28.3.31退会
2	男	***	***	***	***	Ⓐ	療育手帳	
3	男	5	③	***	H29.10.31	***	体幹5級 上肢7級	
4	女	***	②	***	H29.6.30	***		
5	男	②	***	2		***	体幹3級 上肢3級	H28.6.19退会
6	男	①	***	***	***	***	体幹1級	
7	女	***	***	***	***	Ⓐ	療育手帳	
8	男	①	***	***	***	A	療育手帳 体幹1級	
9	女	①	***	***	***	***	体幹1級・呼吸器1級 上肢1級・音声1級	
10	男	***	***	***	***	Ⓐ	療育手帳	
11	男	4	***	②		***		H28.3.31退会
12	男	①	***	***	***	A	療育手帳 体幹1級	
13	女	①	***	***	***	***	心臓機能障害1級	
14	男	1	⑤	***	H30.6.30	***	心臓機能障害1級	H28.7.14入会 H28.8.15退会

タクシー運賃とNPOの料金比較(中型車)

(資料⑥)

<タクシー運賃と迎車料(120円)の1/2>

走行距離	タクシー運賃			ゆるりん
	距離	運賃	1/2	
1.2km	1.200km	690円	345円	400円
	1.455km	780円	390円	
	1.710km	870円	435円	
	1.965km	960円	480円	
2km	2.220km	1,050円	525円	520円
	2.475km	1,140円	570円	
	2.730km	1,230円	615円	
	2.985km	1,320円	660円	
3km	3.240km	1,410円	705円	680円
	3.495km	1,500円	750円	
	3.750km	1,590円	795円	
	4.005km	1,680円	840円	
4km	4.260km	1,770円	885円	840円
	4.515km	1,860円	930円	
	4.770km	1,950円	975円	
	5.025km	2,040円	1,020円	
5km	5.280km	2,130円	1,065円	1,000円
	5.535km	2,220円	1,110円	
	5.790km	2,310円	1,155円	
	6.045km	2,400円	1,200円	
6km	6.300km	2,490円	1,245円	1,160円
	6.555km	2,580円	1,290円	
	6.810km	2,670円	1,335円	
	7.065km	2,760円	1,380円	
7km	7.320km	2,850円	1,425円	1,320円
	7.575km	2,940円	1,470円	
	7.830km	3,030円	1,515円	

8km	8.085km	3,120円	1,560円	1,480円	94.9%
	8.340km	3,210円	1,605円		92.2%
	8.595km	3,300円	1,650円		89.7%
	8.850km	3,390円	1,695円		87.3%
9km	9.105km	3,480円	1,740円	1,640円	94.3%
	9.360km	3,570円	1,785円		91.9%
	9.615km	3,660円	1,830円		89.6%
	9.870km	3,750円	1,875円		87.5%
10km	10.125km	3,840円	1,920円	1,800円	93.8%
	10.380km	3,930円	1,965円		91.6%
	10.635km	4,020円	2,010円		89.6%
	10.890km	4,110円	2,055円		87.6%
11km	11.145km	4,200円	2,100円	1,960円	93.3%
	11.400km	4,290円	2,145円		91.4%
	11.655km	4,380円	2,190円		89.5%
	11.910km	4,470円	2,235円		87.7%
12km	12.165km	4,560円	2,280円	2,120円	93.0%
	12.420km	4,650円	2,325円		91.2%
	12.675km	4,740円	2,370円		89.5%
	12.930km	4,830円	2,415円		87.8%
13km	13.185km	4,920円	2,460円	2,280円	92.7%
	13.440km	5,010円	2,505円		91.0%
	13.695km	5,100円	2,550円		89.4%
	13.950km	5,190円	2,595円		87.9%
14km	14.205km	5,280円	2,640円	2,440円	92.4%
	14.460km	5,370円	2,685円		90.9%
	14.715km	5,460円	2,730円		89.4%
	14.970km	5,550円	2,775円		87.9%

15km	15.225km	5,640円	2,820円	2,600円	92.2%
	15.480km	5,730円	2,865円		90.8%
	15.735km	5,820円	2,910円		89.3%
	15.990km	5,910円	2,955円		88.0%
16km	16.245km	6,000円	3,000円	2,760円	92.0%
	16.500km	6,090円	3,045円		90.6%
	16.755km	6,180円	3,090円		89.3%
17km	17.010km	6,270円	3,135円	2,960円	94.4%
	17.265km	6,360円	3,180円		93.1%
	17.520km	6,450円	3,225円		91.8%
	17.775km	6,540円	3,270円		90.5%
18km	18.030km	6,630円	3,315円	3,120円	94.1%
	18.285km	6,720円	3,360円		92.9%
	18.540km	6,810円	3,405円		91.6%
	18.795km	6,900円	3,450円		90.4%
19km	19.050km	6,990円	3,495円	3,280円	93.8%
	19.305km	7,080円	3,540円		92.7%
	19.560km	7,170円	3,585円		91.5%
	19.815km	7,260円	3,630円		90.4%
20km					

タクシー運賃算定

中型車A運賃で算定

初乗運賃	1.2kmまで	600円
加算運賃	255mごとに	90円
迎車料金	—	110円

ゆるりん運賃算定

初乗運賃	2kmまで	400円
------	-------	------

・その後上記料金のとおり

・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出

・上記料金の他乗降介助料として利用者負担有り

更新登録の届出に際して基本的に必要な書類の確認表

(資料⑦-1)

No.	ヘーナ	項目	NPO法人 大樹の会
** 2~4	更新登録申請書	様式第1-2号	
5~12	定款		
1 13~16	履歴事項全部証明書	特に変更のない場合は現在事項証明でも可	
17	後員名簿	登記参考照	
2 18	宣誓書 第2号	法第79条の4第1号～第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類	
4 19	料金表	(任意様式) 旅客から收受する対価	
5 20~48	車検証の写し	利用料金 タクシー料金の概ね1/2 車いす装備 6台、電動リフト装備 2台、その他セダン型 19台	
5 49~88	使用権原	NPO法人 大樹の会 10台 持込車両 17台 別紙「有償運送事業に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書」のとおり	
89~92	運転者等就任承諾書 様式第4号	運転者全33名 「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」のとおり	
93~123	免許証の写し	運転者全33名分。	
6 124~167	安全運転証の写し	NPO法人移動ネットあいちが主催する「安全運転教育」を修了。全31名分。	
	(確認) 年齢	33名とも21歳以上	
	(確認) 免許期間	33名とも普通第1種免許を有する期間が3年以上	
	(確認) 免停処分	33名とも申請日前2年間ににおいて運転免許停止処分を受けていないこと	
7 168~174	運行管理責任者	就任承諾書 様式第5号 別紙「運行管理責任者就任承諾書」のとおり	
8 175	運行管理体制	運行管理者資格証 規則第51条の17各号 準用管理の体制等 様式第6号 別紙「運行管理の体制等を記載した書類」のとおり	
9 176~231	損害賠償措置	乗車定員 10人以下の車両5台以上の運行を管理する場合は、どちらかの書類を添付すること	
	■ 契約書	乗客名簿 参考様式第1号 旅客名簿 参考様式第2号 乗車定員 10人以下の車両5台以上の運行を管理する場合は、どちらかの書類を添付すること	
10 232~237	輸送対象	(対象者区分) (確認) (確認) (確認) (確認) 事業主体の登録を受けた次の各号のいずれかに該当する者及びその付添人 (イ) 身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」であつて車両の乗降に介助を有する者 (ロ) 介護保険法に規定する「要介護者」であつて車両の乗降に介助を有する者 (ハ) 介護保険法に規定する「要支援者」であつて車両の乗降に介助を有する者 (二) その他肢體不自由、内部障害、精神障害等により単独での歩行が困難な者	
11 238	登録証	様式第7号 中部運輸局愛知運輸支局長から交付されたもの	
他 239~269	運転記録	運転記録証明書 利用説明書・パンフレット 運転者全33名分。	
他 270~275	その他の	利用説明書・パンフレット	

〔No.〕は愛運文公示第7号で、更新登録の申請に際して基本的には添付が必要な書類として示されたもの。「様式」も同じ。

大樹の会 使用車両リスト

(資料⑦)-2)
H28.12.31現在

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類、 装着者又は 使用者	所有者又は 使用者	車名・運転者	自動車保険			(単位:万円)		自動車提供 契約書	登録年	削除年
							対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限			
1	軽自	平成26年	H30.2.26	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	エヴリイ	無制限	無制限	5,000	※1	H29.6.27	○	-	26年3月
2	小型	平成25年	H29.1.30	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	バネット	無制限	無制限	5,000	※1	H29.6.27	○	-	25年2月
3	普通	平成22年	H30.12.12	電動リフト装備・兼乗用車	大樹の会	ハイエース	無制限	無制限	5,000	※1	H29.6.27	○	-	24年8月
4	軽自	平成26年	H29.10.21	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	タント	無制限	無制限	5,000	※1	H29.6.27	○	-	26年10月
5	軽自	平成17年	H30.8.29	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	ワゴンR	無制限	無制限	5,000	※1	H29.6.27	○	-	20年8月
6	軽自	平成23年	H30.2.24	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	EKワゴン	無制限	無制限	5,000	※1	H29.6.27	○	-	23年2月
7	小型	平成16年	H30.2.4	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	ファンカーゴ	無制限	無制限	5,000	※1	H29.6.27	○	-	初期(18年)
8	軽自	平成21年	H30.2.22	後部スロープ装備・車いす車	大樹の会	MRワゴン	無制限	無制限	5,000	※1	H29.6.27	○	-	21年7月
9	軽自	平成16年	H29.3.30	電動リフト装備・車いす車	大樹の会	EKワゴン	無制限	無制限	5,000	※1	H29.6.27	○	-	20年9月
10	軽自	平成19年	H29.1.30	電動リフト装備・車いす車	大樹の会	ミニキャブ	無制限	無制限	5,000	※1	H28.6.27	○	-	19年2月
11	軽自	平成25年	H30.10.16	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	H29.2.2	○	○	25年4月
12	小型	平成27年	H30.3.24	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※3	H29.4.3	○	○	27年4月
13	軽自	平成21年	H29.4.22	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	H29.1.31	○	○	27年5月
14	小型	平成20年	H29.2.24	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	H29.12.21	○	○	25年6月
15	軽自	平成15年	H30.2.20	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※2	H29.1.10	○	○	25年4月
16	軽自	平成21年	H30.7.30	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	7,000	※4	H29.2.27	○	○	25年12月
17	小型	平成23年	H29.10.27	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	※3	H31.10.17	○	○	25年12月
18	軽自	平成19年	H30.3.25	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	—	1,000	H29.5.31	○	○	19年3月
19	軽自	平成28年	H31.6.27	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	—	H30.3.30	○	○	28年6月
20	軽自	平成25年	H30.4.21	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	1,000	H29.3.28	○	○	25年4月
21	小型	平成26年	H29.3.25	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	—	H30.5.28	○	○	26年4月
22	普通	平成21年	H30.1.7	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	—	H29.11.17	○	○	28年1月
23	軽自	平成26年	H29.5.29	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※4	H29.9.9	○	○	27年10月
24	小型	平成26年	H29.5.27	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	—	H29.5.28	○	○	26年6月
25	軽自	平成18年	H29.7.24	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	H29.10.27	○	○	28年8月
26	軽自	平成24年	H29.11.7	個人所有	個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※3	H29.7.15	○	○	26年6月
27	軽自	平成27年	H30.7.16	後部スロープ装備・車いす車	個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	H29.4.30	○	○	27年8月

※1 入院10,000円/日 通院5,000円/日

※2 5日以上の場合は入通院 200,000円

※3 5日以上の場合は入通院 100,000円

※4 5日未満入通院10,000円 5日以上入通院 100,000円

運転者名簿

大樹の会

(資料⑦-3)

H28.12.31現在

No.	氏名	自動車免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証	運転記録証明書 運転者就任承諾 書・宣誓書	運転記録証明書	車両持込	優良区分	備考
1	運転手1	普通一種	昭和46年4月5日	平成30年5月9日	○	○	○	-	-	優良
2	運転手2	普通一種	平成11年11月9日	平成30年9月29日	○	○	○	-	-	優良
3	運転手3	普通一種	昭和63年3月16日	平成33年5月18日	○	○	○	-	-	優良
4	運転手4	普通一種	昭和54年8月23日	平成30年6月5日	○	○	○	-	-	優良
5	運転手5	普通一種	昭和59年4月24日	平成29年4月19日	○	○	○	-	-	平成28年6月再登録
6	運転手6	普通一種	昭和60年4月13日	平成32年4月10日	○	○	○	○	○	優良
7	運転手7	普通一種	昭和59年12月11日	平成30年11月3日	○	○	○	○	○	優良
8	運転手8	普通一種	平成9年7月23日	平成30年8月18日	○	○	○	○	○	優良
9	運転手9	普通一種	昭和61年4月19日	平成29年11月18日	○	○	○	○	○	優良
10	運転手10	普通一種	昭和46年2月3日	平成30年7月1日	○	○	○	-	-	優良
11	運転手11	普通一種	昭和40年6月1日	平成33年9月26日	○	○	○	○	○	優良
12	運転手12	普通一種	昭和46年7月14日	平成33年4月14日	○	○	○	○	○	優良
13	運転手13	普通一種	昭和57年6月28日	平成33年6月16日	○	○	○	○	○	優良
14	運転手14	普通一種	昭和62年7月3日	平成32年1月5日	○	○	○	-	-	優良
15	運転手15	普通一種	平成16年4月13日	平成33年9月8日	○	○	○	-	-	優良
16	運転手16	普通一種	昭和62年7月28日	平成29年8月20日	○	○	○	○	○	優良
17	運転手17	普通一種	昭和57年6月29日	平成31年7月11日	○	○	○	○	○	優良
18	運転手18	普通一種	昭和58年7月11日	平成30年3月8日	○	○	○	○	○	優良
19	運転手19	普通一種	昭和59年6月13日	平成31年12月4日	○	○	○	○	○	優良
20	運転手20	普通一種	昭和63年1月5日	平成31年8月25日	○	○	○	○	○	優良
21	運転手21	普通一種	昭和41年2月17日	平成30年11月24日	○	○	○	○	○	優良
22	運転手22	普通一種	昭和54年6月13日	平成30年1月6日	○	○	○	-	-	優良
23	運転手23	普通一種	昭和43年4月1日	平成30年1月6日	○	○	○	-	-	優良
24	運転手24	普通一種	平成9年9月26日	平成31年4月30日	○	○	○	-	-	優良
25	運転手25	普通一種	平成26年3月24日	平成31年11月22日	○	○	○	-	-	優良
26	運転手26	普通一種	昭和52年2月2日	平成33年2月2日	○	○	○	-	-	優良
27	運転手27	普通一種	昭和59年7月13日	平成31年2月3日	○	○	○	-	-	平成28年9月登録
28	運転手28	普通一種	昭和45年4月10日	平成29年9月18日	○	○	○	○	○	優良
29	運転手29	普通一種	昭和61年7月11日	平成30年10月30日	○	○	○	○	○	優良
30	運転手30	普通一種	平成4年3月26日	平成30年10月7日	○	○	○	○	○	平成28年8月再登録
31	運転手31	普通一種	昭和46年4月9日	平成33年9月23日	○	○	○	-	-	優良
32	運転手32	普通一種	昭和51年8月11日	平成29年4月24日	○	○	○	○	○	優良
33	運転手33	普通一種	平成12年4月3日	平成33年2月20日	○	○	○	-	-	優良

会員名簿 大樹の会

資料⑦-4
H28. 12. 31現在

No.	性別	障害者	移動制約事由			その他	備考①
			介護度	支援度	要介護度		
1	男	①	***	***	—	—	*** 下肢1
2	男	①	***	***	—	—	*** 視覚障害
3	男	***	②	***	—	—	***
4	男	①	***	***	—	—	*** 視覚障害

タクシー運賃とNPOの料金比較(中型車)

(資料⑧)

<タクシー運賃と迎車料(120円)の1/2>

走行距離	タクシー運賃			大樹の会	
	距離	運賃	1/2		
1.2km	1.200km	690円	345円	380円	110.1%
	1.455km	780円	390円		97.4%
	1.710km	870円	435円		87.4%
	1.965km	960円	480円		79.2%
2km	2.220km	1,050円	525円	490円	93.3%
	2.475km	1,140円	570円		86.0%
	2.730km	1,230円	615円		79.7%
	2.985km	1,320円	660円		74.2%
3km	3.240km	1,410円	705円	600円	85.1%
	3.495km	1,500円	750円		80.0%
	3.750km	1,590円	795円		75.5%
4km	4.005km	1,680円	840円	710円	84.5%
	4.260km	1,770円	885円		80.2%
	4.515km	1,860円	930円		76.3%
	4.770km	1,950円	975円		72.8%
5km	5.025km	2,040円	1,020円	820円	80.4%
	5.280km	2,130円	1,065円		77.0%
	5.535km	2,220円	1,110円		73.9%
	5.790km	2,310円	1,155円		71.0%
6km	6.045km	2,400円	1,200円	930円	77.5%
	6.300km	2,490円	1,245円		74.7%
	6.555km	2,580円	1,290円		72.1%
	6.810km	2,670円	1,335円		69.7%
7km	7.065km	2,760円	1,380円	1,040円	75.4%
	7.320km	2,850円	1,425円		73.0%
	7.575km	2,940円	1,470円		70.7%
	7.830km	3,030円	1,515円		68.6%

8km	8.085km	3,120円	1,560円	1,150円	73.7%
	8.340km	3,210円	1,605円		71.7%
	8.595km	3,300円	1,650円		69.7%
	8.850km	3,390円	1,695円		67.8%
9km	9.105km	3,480円	1,740円	1,260円	72.4%
	9.360km	3,570円	1,785円		70.6%
	9.615km	3,660円	1,830円		68.9%
	9.870km	3,750円	1,875円		67.2%
10km	10.125km	3,840円	1,920円	1,370円	71.4%
	10.380km	3,930円	1,965円		69.7%
	10.635km	4,020円	2,010円		68.2%
	10.890km	4,110円	2,055円		66.7%
11km	11.145km	4,200円	2,100円	1,480円	70.5%
	11.400km	4,290円	2,145円		69.0%
	11.655km	4,380円	2,190円		67.6%
	11.910km	4,470円	2,235円		66.2%
12km	12.165km	4,560円	2,280円	1,590円	69.7%
	12.420km	4,650円	2,325円		68.4%
	12.675km	4,740円	2,370円		67.1%
	12.930km	4,830円	2,415円		65.8%
13km	13.185km	4,920円	2,460円	1,700円	69.1%
	13.440km	5,010円	2,505円		67.9%
	13.695km	5,100円	2,550円		66.7%
	13.950km	5,190円	2,595円		65.5%
14km	14.205km	5,280円	2,640円	1,810円	68.6%
	14.460km	5,370円	2,685円		67.4%
	14.715km	5,460円	2,730円		66.3%
	14.970km	5,550円	2,775円		65.2%

15km	15.225km	5,640円	2,820円	1,920円	68.1%
	15.480km	5,730円	2,865円		67.0%
	15.735km	5,820円	2,910円		66.0%
	15.990km	5,910円	2,955円		65.0%
16km	16.245km	6,000円	3,000円	2,030円	67.7%
	16.500km	6,090円	3,045円		66.7%
	16.755km	6,180円	3,090円		65.7%
17km	17.010km	6,270円	3,135円	2,140円	68.3%
	17.265km	6,360円	3,180円		67.3%
	17.520km	6,450円	3,225円		66.4%
	17.775km	6,540円	3,270円		65.4%
18km	18.030km	6,630円	3,315円	2,250円	67.9%
	18.285km	6,720円	3,360円		67.0%
	18.540km	6,810円	3,405円		66.1%
	18.795km	6,900円	3,450円		65.2%
19km	19.050km	6,990円	3,495円	2,360円	67.5%
	19.305km	7,080円	3,540円		66.7%
	19.560km	7,170円	3,585円		65.8%
	19.815km	7,260円	3,630円		65.0%
20km					

タクシー運賃算定

中型車A運賃で算定

初乗運賃	1.2kmまで	600円
加算運賃	255mごとに	90円
迎車料金	—	110円

大樹の会運賃算定

初乗運賃	2kmまで	380円
加算運賃	1kmごとに	110円

・その後上記料金のとおり

・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離

・上記料金の他乗降介助料として利用者負担有り